

化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会報告書について

(1) 背景

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）は、施行7年後（平成19年3月）に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

このため、平成18年5月「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」（座長：大塚直早稲田大学法学部教授）を設置。5回の会合を経て、同年9月に報告書が取りまとめられた。

(2) 報告書の概要

[実施状況]

- ・PRTR対象物質の届出排出総量は過去4年間で14%減少
- ・環境政策における基礎データとしての活用など、PRTRデータの多面的な利用が進展

[今後の課題及び対応の方向]

①PRTR制度に関する課題

- ・有害性データと組み合わせた解析等のPRTRデータの一層の活用
- ・個別事業者の届出データについて、国による公表を含め、国民が容易に入手できる手法の検討
- ・届出事項、対象事業者の要件及び対象物質の見直し
- ・排出量把握手法の改善等によるデータ精度の向上
- ・未届出事業者への指導強化等における地方公共団体における役割の検討

②MSDS制度に関する課題

- ・MSDSの国際調和の推進及びMSDS情報の国民への伝達
- ・MSDS制度やその他の有害性情報の伝達に関する制度については、化学物質審査規制法（化審法）との一体的な検討

③自主的な化学物質管理

- ・事業者の自主的な化学物質管理計画等の作成の促進
- ・より安全な物質への代替を含む自主的な化学物質管理に関する指針の作成